

衛生委員会報告

～第52回 移動勤務について

資料 相模原事業所 松原

移動勤務とは

会社の指示により集合場所や利用者様宅の間を移動する時間の勤務のことです。

1日のうちにA様宅で介助をしてその後B様宅で介助をしたらA様宅からB様宅の移動時間は勤務時間となります。

移動時間は勤務時間となりますので賃金が発生します。

A様宅からB様宅まで30分かかるとしたら、その30分間が該当します。

例えば、A様宅の介助終了からB様宅の介助開始まで2時間ありましたら30分間が移動勤務で90分間が自由時間とみなされます。

また、通勤時間は勤務時間に該当しません。

移動勤務の条件は

会社により異なります。

私達の会社は

- ・ A様宅終了からB様宅開始が1時間以内（1時間より上なら通勤時間）
- ・ 移動勤務の時給は960円
- ・ 距離80メートルに着き1分と計算して算出
- ・ 30分単位で計算（1分から29分は30分、31分から59分は60分に切り上げ）
- ・ 上記時給と使用公共交通機関の交通費最低額を支払う

としております。

書類の注意点

勤務表にはA様宅、B様宅ともに自宅からの交通費を記入します。

勤務表とは別に月末に”移動時間勤務及び交通費申告書”に記入して提出していただきます。

その2点で移動勤務時間と交通費を算出します。

最後に

移動時間のルールは会社により異なり複雑です。

しっかり把握して適切な記録と申請ができるように努めましょう。

不明な点は事務局かサービス提供責任者までお願いいたします。